

令和6年度産業廃棄物不法投棄監視業務

一般競争入札

入札説明書

令和6年3月

福島県生活環境部産業廃棄物課

この入札説明書は、令和6年度産業廃棄物不法投棄監視業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）に基づき、入札に参加する者（以下、「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和6年度産業廃棄物不法投棄監視業務 一式

(2) 仕様等

令和6年度産業廃棄物不法投棄監視業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 令和6・7年度庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿の警備業務に登録されている者であること。
- (5) 福島県内の中通り地方及び会津地方の各地方に本店、支店又は営業所を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、5の(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出し、入札者に必要な資格の

確認を申請すること。3の(4)及び(5)に係る書類については、県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので提出は要しない。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 返信用封筒（長形3号封筒に84円切手を貼ったもの）

(2) 前項の書類は、令和6年3月14日（木）午後5時15分までに提出（郵送による場合には必着）すること。

(3) 入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和6年3月15日（金）以降、入札参加希望者に対して通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎10階
福島県生活環境部産業廃棄物課

電 話 024-521-7259

F A X 024-521-7984

電子メールアドレス sangyou@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月14日（木）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで、(1)の場所で配布する。

郵送による配布を希望する場合には、A列4番の大きさの用紙25枚程度が入る大きさで210円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒を同封の上、(1)に掲げる場所まで請求すること。

なお、福島県生活環境部ホームページからダウンロードして入手することができる。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/nyu-satsu.html>)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和6年3月22日（金）午後4時から

場所 福島県庁西庁舎10階 生活環境部会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書（様式3）を提出する際には、封書に入れ、かつ、封書の外側に次の事項を記載し、入札当日持参すること。

- ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）
イ 【3月22日開札令和6年度産業廃棄物不法投棄監視業務の入札書等在中】
- (2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は不可とする。
- (3) 入札書は、次の方法により作成しなければならない。
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
- ウ 代理人をして入札書を提出する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。代理人をして入札書を提出する場合には、委任状（様式4）を併せて提出すること。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人となることが出来ない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5の(3)に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に換えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を5の(3)に掲げる日時及び場所に持参すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、4の(2)に掲げる日時までに、入札保証金納付免除申請書（様式5）により5の(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、5の(3)に掲げる日時までに5の(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 入札及び開札は、5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 入札に先立ち、入札者は次の書類により入札場所において確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）
 - イ 委任状（様式4）・・・代理人出席の場合
 - ウ 入札保証金の領収書・・・入札保証金を納付した者
- (3) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。入札者は、傍聴人として出席することができる。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することができるものとする。

9 入札者に要求される事項

4の(1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、改札の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式6）により説明を求めることができる。
県は、福島県生活環境部ホームページに掲載する方法等により回答する。

受付期間	令和6年3月1日（金）から令和6年3月7日（木）まで (持参する場合は午前8時30分から午後5時15分まで)
受付方法	郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参
受付場所	5の(1)に掲げる場所
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書（様式3）を提出することを原則とするが、代理人をして入札させるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者及び代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を代理人にすることができない。

- ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 入札及び開札の場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合には、付添人を認めることができる。
- (7) 5の(3)の入札及び開札の時間までに入場していない入札者又はその代理人は、入札及び開札の場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめことがある。

12 入札の無効

- 次の各号に該当する入札は、無効とする。
- (1) この入札に参加する資格のない者の提出した入札
 - (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
 - (4) 郵便による入札
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (6) 本入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした入札
 - (7) 記名、押印を欠く入札（委任状を持参した代理人がした入札にもかかわらず、当該代理人の記名、押印のない入札を含む）
 - (8) 金額を訂正した入札、金額が不明瞭である入札
 - (9) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札

い入札、又は後発と認められる入札

- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

14 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 最低価格入札をした者が2人以上あるときは、別紙に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合には、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行することができる。

15 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納める、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則229条第1項各号（別記2）いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

16 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札の決定から7日以内に契約の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消

すことがある。

17 契約条項

契約書及び財務規則による。

18 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

19 当該調達契約に関する事務を担当する課

5の(1)に同じ。

別紙

入札におけるくじ

競争入札の開札の結果、最低価格の入札が複数あった場合は、以下の方法により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、本入札にあたって作成する入札参加者名簿において当該入札者に付された番号が記載されたものとみなす。入札参加者名簿は、入札参加資格を有することが確認された者を、資格確認申請時の受付順に並べて作成するものとする。

2 くじの手順

- (1) 同額入札を行った者に、名簿番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

- (1) 入札参加者名簿の番号が小さい者から順に、くじ番号を付与する。

株A (名簿番号001) くじ番号0

株B (名簿番号005) くじ番号1

株C (名簿番号010) くじ番号2

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

株A くじの数 123

株B くじの数 072

株C くじの数 452

くじの数の合計 $123 + 072 + 452 = 647$

余り $647 \div 3 = 215 \cdots \text{余り } 2$

- (3) 落札者の決定

落札者は、余りの「2」と一致するくじ番号である「株C」

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第二百四十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 三、四 （略）

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第二項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五から十八まで （略）

2 （略）